

## 札幌市中小企業融資制度の主な改正内容について

年 度	主な改正内容	概 要
平成 23 年度	札幌みらい資金の創設	札幌市産業振興ビジョンにおいて重点分野と位置付けている「食」、「観光」、「環境」、「健康・福祉」関連企業を対象とする低利な資金（利率：1.7%）
	東日本大震災復興支援資金の創設	震災の発生を受け創設。震災により直接または間接の影響を受け、売上が減少している企業等を対象とする低利な資金（利率：1.0%、保証料補給：2分の1）
平成 24 年度	経営力強化支援資金の創設	金融円滑化法終了を見据えて、経営改善に取り組む企業を対象に創設（利率：年 1.5%、保証料補給：4分の1）
	短期サポート特別枠の創設	市内中小企業者を対象に、アンケートを実施し、資金需要の強い1年以内の短期資金について利率を0.3%引き下げる特別枠を創設
平成 25 年度	資金の整理・統合	よりわかりやすく、利用しやすい制度とするため、設備系資金を統合し、業種制限を撤廃
	小口資金の融資利率引下げ	小規模事業者向けの小口資金について利率を金融機関所定利率（概ね2%～4%）から1.3%に引下げ
平成 26 年度	経営力強化支援資金の融資条件の緩和（予定）	消費税率の引上げを踏まえて、企業の経営改善の更なる促進のため緩和（利率：1.5%⇒1.3%、保証料補給：4分の1⇒2分の1、限度額：5千万円⇒1億円）